

筑西広域市町村圏事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和 46 年 4 月 1 日条例第 4 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(懲戒の手續及び効果)

第 1 条 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 29 条第 2 項の規定に基づく職員の懲戒の手續及び効果に関しては、筑西市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成 17 年筑西市条例第 26 号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。